

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）が制定され、平成19年度決算から財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）の議会報告及び公表、さらには平成20年度決算から早期健全化基準及び財政再生基準、経営健全化基準以上となった場合に財政健全化計画等の策定が義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化判断比率の比率に応じて、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3段階に区分され、健全化判断比率の4指標のうち一つでも早期健全化段階や財政再生段階の基準値以上になった場合には、それぞれ法で定められたスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

◆ 健全化法に基づく健全化判断比率（第3条第1項）

早期健全化段階	財政再生段階
○自主的な改善努力による財政健全化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政健全化計画の策定（議会の議決） ・ 外部監査の要求の義務付け ・ 実施状況を毎年度議会に報告し公表など 	○国等の関与による確実な再生 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政再生計画の策定（議会の議決） ・ 外部監査の要求の義務付け ・ 財政再生計画について国の同意手続 ・ 地方債の制限 ・ 再生振替特例債 など

◆ 健全化法に基づく資金不足比率（第22条第1項）

公営企業の経営健全化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営健全化計画の策定（議会の議決） ・ 外部監査の要求の義務付け ・ 実施状況を毎年度議会に報告し公表など

◆ 健全化法における基準

区 分	早期健全化基準（市町村）	財政再生基準（市町村）
(1) 実質赤字比率	財政規模に応じ11.25～15%	20%
(2) 連結実質赤字比率	財政規模に応じ16.25～20%	30% ※
(3) 実質公債費比率	25%	35%
(4) 将来負担比率	350%	—
(5) 資金不足比率	20%	—

※ 3年間の経過的な基準 40%→40%→35%→30%

なお、健全化法関係資料は、総務省のホームページをご覧ください。

健全化判断比率及び資金不足比率の概要

- (1) 実質赤字比率
『一般会計等の実質赤字額』の標準財政規模に対する比率
- (2) 連結実質赤字比率
『全会計の実質赤字額（または資金不足額）』の標準財政規模に対する比率
- (3) 実質公債費比率
『一般会計等の元利償還金』および『公営企業債の償還に係る一般会計からの繰出金等（準元利償還金）』の標準財政規模に対する比率（3ヶ年平均）
- (4) 将来負担比率
『公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債』の標準財政規模に対する比率
- (5) 資金不足比率
公営企業毎の資金不足額の事業規模に対する比率

◆ 健全化判断比率等の対象

		＜会計分類＞	＜健全化判断比率等＞				
松 阪 市	一般会計	普通会計	実質 赤字 比率	連結 実質 赤字 比率	実質 公債 費比 率	将来 負担 比率	
	特別会計	一般会計 住宅新築資金等貸付事業特別会計 ケーブルシステム事業特別会計 定額給付金給付事業特別会計					
		公営事業会計 競輪事業特別会計 国民健康保険事業特別会計 老人保健事業特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療事業特別会計					
		公営企業会計 簡易水道事業特別会計 戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 水道事業会計 松阪市民病院事業会計 公共下水道事業会計					
一部事務組合・広域連合		広域消防組合 宮川福祉施設組合 後期高齢医療制度広域連合 地方税管理回収機構 飯多農協共済事務組	広域衛生組合 香肌奥伊勢資源化広域組合 松阪多気学校組合 自治会館組合				
地方公社・第三セクター等		土地開発公社 勤労者サービスセンター	スポーツ振興研修センター 飯高駅 など				

松阪市の健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

◇ 健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の審査意見書を付して市議会へ報告しますので、併せてその内容を公表します。

◆ 平成21年度決算に基づく健全化判断比率

区 分	松阪市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.53%	20.00%
連結実質赤字比率	—	16.53%	40.00%
実質公債費比率	9.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	76.6%	350.0%	

注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載しています。

◆ 平成21年度決算に基づく資金不足比率

区 分	松阪市	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0%
簡易水道事業特別会計	—	
戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
水道事業会計	—	
松阪市民病院事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	

注) 資金不足比率がない場合は、「—」を記載しています。

松阪市の健全化判断比率及び資金不足比率について

松阪市の平成21年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも基準を下回っており、堅実な財政運営に努めてきた結果が反映されたものとなっています。また前年度と比較しても比率としては改善しました。

また、松阪市民病院事業会計においては、資金不足の改善が図られ、経営の健全化が進んでいます。これにより松阪市の資金不足比率が生じている会計はなくなりました。

しかし、財政状態を考える際には、他の財政指標も合わせて考える必要があります。下記の指標では、松阪市は県下市の平均よりも悪いものがあり、特に経常収支比率はよくありません。

主な財政指標

区 分	経常収支比率	財政力指数	公債費比率	公債費負担比率
松阪市	91.5%	0.677	10.3%	14.8%
県下市平均	89.4%	0.783	11.7%	15.7%

※ 経常収支比率は、経常一般財源の総額に占める経常経費に充当する一般財源の割合で、財政構造の弾力性を示す

※ 財政力指数は、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需用額で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値で、指数が1を超えた場合は普通交付税の不交付団体となり

※ 公債費比率は、公債費の一般財源に占める割合

※ 公債費負担比率は、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合

※ 指標については、8月末現在の速報値であり、今後変更が生じる場合があります。